

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、上尾都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更についての理由を示したものです。

I 上尾都市計画区域の位置等

上尾都市計画区域は、都心から約40km圏、埼玉県の中央部に位置しています。
また、上尾都市計画区域に含まれる土地の区域は、上尾市及び伊奈町の行政区域の全域です。

【2 (仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設】

本施設は、伊奈町大字小室字精進場及び字西に位置し、西側を流れる原市沼川を境に上尾市と隣接する、面積約70,000㎡のごみ焼却ごみ処理場です。

II 変更の理由

上尾都市計画区域を構成する上尾市及び伊奈町（以下、「両市町」という。）では、ごみ焼却ごみ処理場を単独で保有し各々ごみ処理を行っていましたが、老朽化による施設の劣化及び維持管理コストの増加が課題となっており、早期建て替えが必要となっております。

両市町では、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築のため、ごみの広域処理の検討を行い、令和3年度に策定した「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」において、伊奈町内に新たに施設を設けることになったことから、（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設を追加するものです。

III 変更の内容

名 称		位 置	面 積	変更内容
番号	ごみ焼却ごみ処理場名			
2	(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設	伊奈町大字小室字精進場、字西	約70,000㎡	・新規決定

IV 関連する都市計画

なし